

## 理不尽な制度「施行前退職」は当然

県教委は、退職手当の「国並み改定、今年度から実施」を、高教組との合意がないまま、2月議会への条例改正案を提出するとしました。1月30日の交渉は参加者から強い怒りの声とともに、道理ある主張がなされ、強く撤回を求めましたが、県教委はそれらの声を踏みにじり、削減を盛り込む条例案の提出を強行するとしました。

交渉は平行線のまま、妥結することなく、県教委の強行というきわめて不満な結果となりましたが、高教組はこれまでに県教委との折衝で、以下の回答も確認しています。

### 特に「条例施行前退職」について

- 条例の規定(県退職手当条例 5条の2)があり、制度として認められている。削減額が大きいこともあり、早期退職者が出ることは予想される。すすめることも止めるよう言うこともしない。
- 早期退職があっても学校運営に支障がないようにするが、人員を配置することはしない。
- 改定内容やその後の手続き等は校長を通じ周知を徹底する。2月8日から改定内容は「学校メール」で周知している。一人一台パソコンで閲覧できるようにした。(丁寧に説明する)
- 再任用とは別の問題であり、そのことで採用に影響することはない。来年度以降も同様
- 再任用の場合、年休の繰り越しはできない。フルタイムで15日、ハーフで8日が4月からの年休日数となる。6月の一時金は30/100となる
- 3月31日付け退職について、(組合から要求のあった上乘せについて)特例給料月額を見直し、教育職で18万円程度の調整(上乘せ)をした。(それでも134万円余の削減となる)
- 退職後1か月以内に手当を執行するために、2週間前には意思表示をしてほしい

以上ですが、削減額の大きさ、長期に務めてきた教職員に対し、最後にその誇りを踏みにじるような選択を迫る制度や施策を強行することに改めて怒りを禁じ得ません。理不尽な制度に対し、(5条の2に該当する対象者が)退職を申し出るのは当然です。非難されるべきは政府であり、県教委です。

高教組は昨年2月人事院が退職手当の大幅な削減をもとめる意見の申し出をした当初から、削減阻止のため、全教、公務労組連絡会の取り組みに参加し、要請行動、総務省前座り込み、集会、デモ行進、署名、宣伝、国会議員要請などさまざまな取り組み、たたかいをすすめてきました。秋の確定署名は昨年を上回り、削減反対署名も1,600筆余を集約しました。確定県教委交渉では重点要求としてとりくみ、12月議会への条例案提出を阻止した経緯もあります。にもかかわらず県教委は削減を強行しました。

他県でも施行前退職が相次ぎました。この動きは今後さらに続くと思われます。条例の規定に沿った行為であり、生活を守るその行動は非難されるものではありません。高教組執行部は、誇りを持って決断することを尊重し、支持します。また、高教組は県議会への条例案廃案の要請も行うなど、今後もたたかいを続けます。